

第三号様式（第6条関係）

日本船舶・船員確保計画の変更の認定申請書

平成25年4月〇〇日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
氏名又は名称 ABC海運株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 国 土 太 郎<sup>Ⓔ</sup>

下記の日本船舶・船員確保計画について、下記のとおり変更したいので、海上運送法第35条第4項の規定により、認定を申請します。

記

1. 変更しようとする日本船舶・船員確保計画の概要

【認定通知書番号】 第〇〇号  
【認定通知書交付年月日】 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2. 変更しようとする事項

別添「新旧対照表」のとおり。

3. 変更しようとする理由

本計画の計画期間終了の日以降引き続きトン数標準税制の適用を受けるため、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、本計画を変更する。

4. 当該日本船舶・船員確保計画の実施状況

平成25年4月〇〇日に提出した「日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書」のとおり。

注1. 平成25年4月1日以降に提出した「日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書」の実施状況が内容と同じ場合は、「平成25年4月〇〇日に提出した「日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書」のとおり。」と記載して下さい。

2. なお、直近に提出した「日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書」の内容と異なる場合には「別添のとおり。」と記載し、直近の実施状況を第四号様式（日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書）に記載の上、標題を「実施状況」に変更して添付して下さい。

## 新

### 1. 日本船舶及び船員の確保の目標

本計画では、計画期間中において以下の事項を達成することを目標とする。

- ① 外航日本船舶の隻数について、改正海上運送法施行日である平成20年7月17日（10隻）と比較して計画期間の終了時点において2.08倍以上（21隻）とする。
- ② 準日本船舶の隻数について、計画期間の終了時点において10隻とする。
- ③ 計画期間中、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を、合計93人を対象として実施する。
- ④ 計画期間中、外航日本人船員の数について、常時、外航日本船舶の隻数の4倍以上とする。
- ⑤ 計画期間中、日本人海技士の数について、常時、準日本船舶の隻数の2倍以上とする。

### 2. 計画期間

5年間（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）

### 3. 日本船舶・船員確保計画の認定により受けようとする支援措置

- 船員職業安定法の特例の適用（法第36条）
- 国による必要な資金の確保（法第37条）
- 課税の特例の適用（法第38条）

## 別 添

旧

### 1. 日本船舶及び船員の確保の目標

本計画では、計画期間中において以下の事項を達成することを目標とする。

- ① 外航日本船舶の隻数について、改正海上運送法施行日である平成20年7月17日（10隻）と比較して計画期間の終了時点において2倍以上（20.5隻）とする。
- ② 計画期間中、外航日本人船員の数について、常時、外航日本船舶の隻数の4倍以上とする。
- ③ 計画期間中、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を、合計82人を対象として実施する。

### 2. 計画期間

5年間（平成21年4月1日から平成26年3月31日まで）

### 3. 日本船舶・船員確保計画の認定により受けようとする支援措置

- 船員職業安定法の特例の適用（法第36条）
- 国による必要な資金の確保（法第37条）
- 課税の特例の適用（法第38条）

新

4. 日本船舶及び船員の確保の内容

(1) 外航日本船舶及び準日本船舶の確保

1) 外航日本船舶及び準日本船舶の確保に関する実施状況の概要

① 計画の概要

		外航日本船舶							準日本船舶
		合計	所有船舶			借受船舶			
			建造 (+)	その他 (+, -)	新規借受 (+)	その他 (-)			
法律 施行日	10	2	/		8	/		—	
計画 開始日	11	3	+1	±0	8	±0	±0	—	
計    画	1期	12	4	+1	±0	8	+1	-1	—
	2期	14	6	+4	-2	8	±0	±0	—
	3期	16	9	±0	+3	7	±0	-1	—
	4期	18	11	+2	±0	7	+1	-1	—
	5期	<u>21</u>	<u>13</u>	<u>+1</u>	<u>+1</u>	<u>8</u>	<u>+2</u>	<u>-1</u>	<u>9</u> / <u>10</u>
<p>備考：</p> <p>(所有船舶) 第2期(-2)は売船。第3期(+3)は自社FOC船をフラッグバック。第5期(+1)は、自社FOC船をフラッグバック予定。</p> <p>(借受船舶) 第1期、第3期及び第4期の各「-1」は、すべて定期用船期間満了により返船。第5期の「-1」は、定期用船期間満了により返船予定。</p> <p><u>本計画の第5期及び次期計画の計画期間の合計5年間で増加させる外航日本船舶のうち、8隻を我が国造船所で建造することとする。</u></p>									

- 注1. 上記表の法律施行日及び計画開始日の欄には、法律施行日(平成20年7月17日)及び計画開始日のそれぞれにおいて申請者が所有し、又は他人から貸渡しを受けている日本船舶(船舶国籍証書の交付を受けた総トン数100トン以上のもので、専ら対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供されるものに限る。)の隻数を記載して下さい。なお、計画開始日を基準日としている場合は、法律施行日欄には「-」を記載して下さい。
2. 上記表の外航日本船舶の第1期から第5期の欄には、各期の終了日において申請者が所有し、又は貸渡しを受けると見込まれる日本船舶(当該終了日までには船舶国籍証書の交付を受けると見込まれる総トン数100トン以上のもので、専ら対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供されるものに限る。)の隻数を記載して下さい。
3. 他人と共有している船舶又は共有する予定の船舶の場合は、申請者の持分に応じた隻数を記載して下さい(例:持分40%の場合は、0.4隻として記載)。
4. 準日本船舶の欄には、斜線の右下に第5期の終了日において申請者が認定を受けている準日本船舶の隻数を、左上にそのうち第5期の終了日においてトン数標準税制の適用を受けることができる隻数(増加させた外航日本船舶の3倍の隻数)をそれぞれ記載して下さい。
5. 備考欄には、所有船舶及び借受船舶の「その他」欄に記載したものの内訳及び本計画の第5期及び次期計画の計画期間の合計5年間で増加させる外航日本船舶のうち、我が国造船所で建造する予定隻数をそれぞれ記載して下さい。

4. 日本船舶及び船員の確保の内容

(1) 外航日本船舶の確保

1) 外航日本船舶の確保に関する実施状況の概要

① 計画の概要

		合計	外航日本船舶					
			所有船舶			借受船舶		
			建造 (+)	その他 (+, -)	新規借受 (+)	その他 (-)		
法律 施行日		10	2	/		8	/	
計画 開始日		11	3	+1	±0	8	±0	±0
計  画	1期	12	4	+1	±0	8	+1	-1
	2期	14	6	+4	-2	8	±0	±0
	3期	16	9	±0	+3	7	±0	-1
	4期	18	11	+2	±0	7	+1	-1
	5期	20.5	14.5	+1.5	+2	6	±0	-1
備考： (所有船舶) 第2期(-2)は売船。 第3期(+3)は自社FOC船をフラッグバック。第5期(+2)は、自 社FOC船をフラッグバック予定。 (借受船舶) 第1期、第3期、第4期及び第5期の各「-1」は、すべて定期用船期間 満了により返船予定。								

- 注1. 上記表の法施行日及び計画開始日の欄には、法施行日(平成20年7月17日)及び計画開始日のそれぞれにおいて申請者が所有し、又は他人から貸渡しを受けている日本船舶(船舶国籍証書の交付を受けた総トン数100トン以上のもので、専ら対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供されるものに限る。)の隻数を記載して下さい。
2. 上記表の第1期から第5期の欄には、各期の終了日において申請者が所有し、又は貸渡しを受けると見込まれる日本船舶(当該終了日までに船舶国籍証書の交付を受けると見込まれる総トン数100トン以上のもので、専ら対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供されるものに限る。)の隻数を記載して下さい。
3. 他人と共有している船舶又は共有する予定の船舶の場合は、申請者の持分に応じた隻数を記載して下さい(例:持分40%の場合は、0.4隻として記載)。
4. 備考欄には、所有船舶及び借受船舶の「その他」欄に記載したものの内訳を記載して下さい。

新

(2) 船員の育成

① 訓練計画の概要

	法律 施行日	計画 開始日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	合計 (累計)
日本船舶の数	10	11	12	14	16	18	21	
準日本船舶の数	-	-	-	-	-	-	9 10	
日本船舶及び 準日本船舶の合計の数	-	-	12	14	16	18	30 31	
訓練者数			10	15	18	19	31	93
社船実習			8	11	15	16	27	77
他の訓練機 関への委託			2	4	3	3	4	16
訓練実施 予定期間			H. 21. 4 ～ H. 21. 9	H. 22. 4 ～ H. 22. 9	H. 23. 4 ～ H. 23. 9	H. 24. 4 ～ H. 24. 9	H. 25. 4 ～ H. 25. 9	

[参考]

- 計画期間内の最低訓練者数 = 12 + 14 + 16 + 18 + 30 = 90名
- 計画期間内の訓練者数の合計 - 計画期間内の最低訓練者数 = 93 - 90 = 3名

② 訓練の内容

- 第1期（平成21年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等10名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施。うち、2名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第2期（平成22年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等15名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施。うち、4名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第3期（平成23年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等18名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施。うち、3名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第4期（平成24年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等19名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施。うち、3名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第5期（平成25年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等31名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、4名については、(独)航海訓練所に委託予定。

(2) 船員の育成

① 訓練計画の概要

	法律 施行日	計画 開始日	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	合計 (累計)
日本船舶の数	10	11	12	14	16	18	20.5	
訓練者数			10	15	18	19	20	82
社船実習			8	11	15	16	18	68
他の訓練機 関への委託			2	4	3	3	2	14
訓練実施 予定期間			H. 21. 4 ～ H. 21. 9	H. 22. 4 ～ H. 22. 9	H. 23. 4 ～ H. 23. 9	H. 24. 4 ～ H. 24. 9	H. 25. 4 ～ H. 25. 9	

[参 考]

- 計画期間内の最低訓練者数 =  $12 + 14 + 16 + 18 + 20.5 = 80.5 \div 81$ 名
- 計画期間内の訓練者数の合計 - 計画期間内の最低訓練者数 =  $82 - 81 = 1$ 名

② 訓練の内容

- 第1期（平成21年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等10名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、2名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第2期（平成22年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等15名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、4名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第3期（平成23年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等18名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、3名については、(独)航海訓練所に委託。
- 第4期（平成24年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等19名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、3名については、(独)航海訓練所に対し、航海訓練に委託。
- 第5期（平成25年4月1日～9月30日（6ヶ月間））
  - ・ 商船系大学卒業予定者等20名に対し、3級海技士免許取得のための乗船実習訓練を実施予定。うち、2名については、(独)航海訓練所に対し、航海訓練に委託予定。

(3) 船員の確保

① 外航日本人船員の確保に関する計画の概要

		外航日本 船舶数	外航日本人 船員数
法律施行日		10	
計画開始日		11	110
計    画	第1期	12	115
	第2期	14	124
	第3期	16	135
	第4期	18	151
	第5期	<u>21</u>	175

注 計画開始日を基準日としている場合は、法律施行日欄には「-」を記載して下さい。



(3) 船員の確保

① 外航日本人船員の確保に関する計画の概要

		外航日本 船舶数	外航日本人 船員数
法律施行日		10	
計画開始日		11	110
計    画	第1期	12	115
	第2期	14	124
	第3期	16	135
	第4期	18	151
	第5期	20.5	175

注 計画開始日を基準日としている場合は、法律施行日欄には「-」を記載して下さい。

新

② 平成25年3月31日時点で雇用している外航日本人船員の一覧

氏 名	船 員 手 帳	
	船員手帳番号	交付年月日
鈴 木 一 郎	東京第020-3号	H18.9.20
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

注 平成25年4月1日以降に提出した「日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書」の内容と同じ場合は、その旨を記載することにより、本一覧を省略することができます。

旧

② 法律施行日（平成20年7月17日）において雇用している外航日本人船員の一覧

氏 名	船 員 手 帳	
	船員手帳番号	交付年月日
鈴 木 一 郎	東京第020-3号	H18.9.20
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

③ 日本人海技士の確保に関する計画の概要

		準日本船舶数	日本人海技士数
計	第1期	-	-
	第2期	-	-
	第3期	-	-
	第4期	-	-
画	第5期	9	18
		10	20

注 上記表の日本人海技士数の欄には、準日本船舶の隻数に応じて確保する日本人海技士の数を記載して下さい。

④ 平成25年3月31日時点で雇用している日本人海技士の一覧

氏名	海技免状	
	海技免状番号	有効期間
田中二郎	第5300020001551号	H24.2.9~H29.2.8
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

注 上記表には、準日本船舶の隻数に応じて確保する日本人海技士数以上の数の日本人海技士の氏名等を記載して下さい。

旧

該当なし

新

5. 日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

	項 目	自己資金	補助・助成金		借 入 れ	そ の 他	合 計
			国から の助成	その他 の助成			
第 1 期	船舶の建造2隻	3,000	0	0	15,000	0	18,000
	社船実習	12	0	0	0	0	12
	実習外部委託	3	0	0	0	0	3
第 2 期	船舶の建造4隻	4,000	0	0	26,000	0	30,000
	社船実習	17	0	0	0	0	17
	実習外部委託	6	0	0	0	0	6
第 3 期	社船実習	23	0	0	0	0	23
	実習外部委託	5	0	0	0	0	5
第 4 期	船舶の建造2隻	2,000	0	0	14,000	0	16,000
	社船実習	24	0	0	0	0	24
	実習外部委託	5	0	0	0	0	5
第 5 期	船舶の建造1隻	3,000	0	0	<u>4,000</u>	0	<u>7,000</u>
	準日本船舶の認定3隻	<u>18</u>	0	0	0	0	<u>18</u>
	社船実習	<u>41</u>	0	0	0	0	<u>41</u>
	実習外部委託	<u>6</u>	0	0	0	0	<u>6</u>
合 計	船舶の建造	12,000	0	0	<u>59,000</u>	0	<u>71,000</u>
	準日本船舶の認定3隻	<u>18</u>	0	0	0	0	<u>18</u>
	社船実習	<u>117</u>	0	0	0	0	<u>117</u>
	実習外部委託	<u>25</u>	0	0	0	0	<u>25</u>

注. その他欄には社債発行等を記載して下さい。

5. 日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

	項 目	自己資金	補助・助成金		借 入 れ	そ の 他	合 計
			国から の助成	その他 の助成			
第 1 期	船舶の建造 2 隻	3,000	0	0	15,000	0	18,000
	社船実習	12	0	0	0	0	12
	実習外部委託	3	0	0	0	0	3
第 2 期	船舶の建造 4 隻	4,000	0	0	26,000	0	30,000
	社船実習	17	0	0	0	0	17
	実習外部委託	6	0	0	0	0	6
第 3 期	社船実習	23	0	0	0	0	23
	実習外部委託	5	0	0	0	0	5
第 4 期	船舶の建造 2 隻	2,000	0	0	14,000	0	16,000
	社船実習	24	0	0	0	0	24
	実習外部委託	5	0	0	0	0	5
第 5 期	船舶の建造 1.5 隻	3,000	0	0	11,000	0	14,000
	社船実習	27	0	0	0	0	27
	実習外部委託	3	0	0	0	0	3
合 計	船舶の建造	12,000	0	0	66,000	0	78,000
	社船実習	103	0	0	0	0	103
	実習外部委託	22	0	0	0	0	22

注. その他欄には社債発行等を記載して下さい。